

【令和7年度 新潟市野生鳥獣保護管理対策事業】

新規に第1種銃猟免許等を取得する方を支援します。

新規に第1種銃猟免許等を取得し、有害鳥獣捕獲に協力いただける方に免許の取得経費などの一部を支援します。

補助制度の内容

1. 対象者(次のすべてを満たす必要があります。)

- ・ 市内に住所を有し、かつ、申請時において市税を滞納していない者
- ・ 新規に狩猟免許を取得した者又は新規に猟銃の所持許可証の交付を受けた者で、新潟県猟友会の新潟市内いずれかの支部に入会した者
- ・ 新潟市または農協の有害鳥獣捕獲業務に率先かつ継続的に従事することを誓約した者

2. 補助額

- ・ 1人あたり54,000円を上限に、第1種銃猟免許の取得経費、猟銃(散弾銃、ライフル銃)の所持許可の取得経費及び狩猟者登録経費の一部補助
※但し、年度内実施分に限りです。(令和7年4月1日～令和8年1月31日の間の領収書が対象となります。)

＜補助の一例＞

免許又は許可の区分	補助対象経費項目	補助金の額(例)	
		散弾銃	ライフル銃
1 第一種銃猟免許	健康診断料	5,000円	
2 猟銃所持の許可	射撃教習受講料	39,000円	43,000円
	健康診断料	5,000円	5,000円
3 狩猟者登録	ハンター保険	5,000円	5,000円
合 計(千円未満切捨て、上限54千円)		54,000円	53,000円

3. 手続き方法

- (1)「有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業支援申請予約書」を新潟市に提出する。
※ 補助を受ける予定がある場合は、速やかにご提出ください。
※※ 予約書の提出後に予約内容を変更、または取り消す場合必ず下記までご連絡ください。
- (2) ①狩猟免許、②銃所持許可、③狩猟者登録などを受験、申請する。
※ ①、②、③のうち、1つだけでも申請できます。
※※ 必ず経費に要した領収書を保管しておいてください。
- (3)「申請書 兼 実績報告書」(別記第1号様式)を新潟市環境政策課または各市区民生課(中央区は窓口サービス課)に提出する。
【提出期間：実施後～令和8年1月31日必着】
※ 併せて「誓約書 兼 承諾書」(別記第2号様式)を提出ください
※※ 領収書の写しや各種証明書を添付し、チェックシートとあわせて提出してください。

4. その他

- ・ 予約書は市が概ねの申請者数を把握するためのものです。提出後、内容を確認するため、下記の担当課から連絡する場合があります。
- ・ 予算の範囲内での補助対象となりますので、補助が満額受けられない場合があります。ご承知おきください。
- ・ 申請者には、補助金の交付・不交付について「決定通知書」を新潟市から送付し、交付対象者には補助金を交付します。
- ・ 補助を受けた翌年度から3年以内に有害鳥獣捕獲業務への従事が確認できない場合は、補助金を返金いただく場合があります。

【問合せ先】 新潟市 環境部 環境政策課

TEL: 025-226-1359 FAX: 025-222-7031